

徳交規第143号
令和2年4月16日

各部課長 殿
各警察署長
(回議先 全課長)

保存期間	5年 (令和8年3月31日まで)
------	---------------------

徳島県警察本部長

訪問介護等に使用する車両に対する駐車許可事務の簡素化について（通達甲）

駐車許可制度については、徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号。以下「細則」という。）及び徳島県道路交通法施行細則の運用について（昭和47年1月28日徳交企第14号。以下「運用通達」という。）に基づき運用しているところであるが、訪問介護、訪問看護等（以下「訪問介護等」という。）に使用する車両に対する駐車許可については、細則及び運用通達に定めるもののほか、訪問診療等に使用する車両に対する駐車許可事務の簡素合理化について（平成26年3月3日徳交規第101号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところである。

高齢化社会の進展に伴い、訪問介護等の社会的な重要性が増し、これまで以上にきめ細かな対応が求められている現状を踏まえ、駐車許可に係る事務の更なる簡素化による申請者の負担軽減を図るため、旧通達を全部改正し、令和2年5月1日から次のとおり実施することとするので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 対象車両

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護を行う事業のために使用する車両
- (2) 介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護を行う事業のために使用する車両（入浴作業のために道路上に止めておくなど、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項に規定する道路使用の形態で行うものを除く。）
- (3) 介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業のために使用する車両
- (4) 介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーションを行う事業のために使用する車両

- (5) 介護保険法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導を行う事業のために使用する車両
- (6) 介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスを行う事業のために使用する車両
- (7) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護事業のために使用する車両

2 取扱上の留意事項

(1) 駐車日時の特定

駐車を許可する場合は、日時を特定した上で、運用通達第3の3の2の(3)のウの(イ)の規定にかかわらず、必要な条件を付して、1年以内の範囲内に期間を定めること。ただし、許可する時間については、訪問介護等の用務の性格上、申請者においてあらかじめ正確に特定することが困難なときや緊急の訪問介護等に従事する場合は想定されるときは、駐車場所付近の交通状況等を勘案した上で、柔軟な対応を図ること。

(2) 駐車場所の特定

駐車を許可する場所（以下「駐車場所」という。）については、提出された申請に係る訪問先を当該訪問先の一覧が記載されている書面（以下「訪問先一覧表」という。）により特定した上で、「訪問先付近」として許可するなど、許可を受けた者が訪問先付近の交通状況等に応じて、ある程度柔軟に駐車する場所を選択できるようにすること。

(3) 申請書類の受理

申請書類を受理をする場合は、次の点に配慮をすること。

ア 駐車場所及び周辺の見取図

駐車場所及び周辺の見取図については、必要以上に詳細なものを求めたり、地図に道路幅員や車両の寸法を記入させたりせず、既存の地図に訪問先の位置が示されている書面で差し支えないこととする。

イ 病名が記載された書面

訪問先の関係者の病名が記載された書面については、個人情報保護の観点から、提出を求めないこと。

ウ 都道府県知事等から指定を受けていることを証する書面

地方公共団体以外の者からの申請の受理に当たっては、細則第4条の2第3項第3号に基づき、当該申請者が1の(1)から(7)までに掲げる事業を行う者として都道府県知事又は市町村長の指定を受けているものであることを証する書面を添付させること。

エ 添付書類及び添付部数

添付書類及び添付部数については、必要最小限度にとどめること。

オ 訪問先を追加する場合の提出書類

許可期間内における訪問先の追加については、追加する訪問先の駐車場及び周辺の見取図の提出のみで差し支えないこととする。この場合においては、原則として新たな訪問先一覧表の提出を求めず、追加する訪問先のみを記載した書面を既存の訪問先一覧表に添付することで差し支えないこととする。

(4) 申請手続の合理化

ア 許可申請の一括受理等

(ア) 申請された訪問先が複数の署の管轄区域内にまたがる場合については、申請の受理並びに駐車許可証（細則第4条の2第5項に規定する駐車許可証をいう。以下同じ。）の交付及び返納の受理を一の署で一括して行うことができることとする。

(イ) 他署管内の申請書類については、訪問先を管轄する署に送付し、訪問先を管轄する署において審査及び駐車許可証を作成した後、申請を受理した署に送付すること。

(ウ) 一括して受理する場合は、申請者に対して、審査に日数を要することを確実に説明しておくこと。

イ 緊急やむを得ない場合の申請

(ア) 訪問介護等に係る緊急の申請は、用務の性格上、既に許可済の申請に関し、申請した駐車日時に該当しない時間帯における緊急訪問として申し出るものであること等が予想されるため、宿直室に交通規制課長が別に通知する緊急やむを得ない場合の申出に係る駐車許可マニュアルを確実に備え付けること。

(イ) 署長は、当該申請が緊急用務であることを踏まえた迅速な審査が行われるように署員に対して教養を実施すること。

(5) 所要日数

申請から駐車許可証交付までの所要日数は、原則として3日以内とすること。

3 関係機関、団体等に対する特例的措置である旨の徹底

関係機関、団体等に対し、本措置が社会的かつ人道的要請に基づく特例的措置である旨を徹底するとともに、駐車禁止場所に駐車しないで済むよう業務改善を促すこと。